

担い手通信 第4号

【令和4年度】
令和5年3月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会
(事務局) 浜松市 農業振興課



いまいきファーマーロゴマーク

- 浜松市担い手育成総合支援協議会は、平成18年に認定農業者等の担い手を支援し、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の具体化に向け経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成することを目的として設立されました。
- 浜松市内の認定農業者数は、令和4年12月末現在で1,091経営体です。
(中・東・南区 103/西区 242/北区 574/浜北区 96/天竜区 54/広域認定 17)
- お知り合いに認定農業者になりたい方、ご興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、農業振興課の下記窓口をご紹介ください。

● CONTENTS ●

- | | | |
|---|---------------------------------|------|
| 1 | ジャンボタニシ防除対策事業費補助金について | P2 |
| 2 | 経営所得安定対策について | P3 |
| 3 | 令和5年度 静岡県農業振興基金協会の一般助成事業の募集について | P4・5 |
| 4 | 令和5年度 元気な農林水産業活動事業を募集します | P6 |
| 5 | 被膜肥料の被膜殻の流出防止について | P7 |
| 6 | 野焼きのけむりで困っている人がいます！！ | P7 |
| 7 | 農薬の使用や管理に注意しましょう | P7 |
| 8 | 浜松市農業経営塾 第5期生を募集します | P8 |

● 浜松市担い手育成総合支援協議会 ●

- | | | | |
|------------|----------------|----------|-------------------|
| <中・東・西・南区> | 農業振興課 総務グループ | (浜松市役所内) | TEL: 053-457-2331 |
| <北区> | 農業振興課 北部農業グループ | (北区役所内) | TEL: 053-523-1113 |
| <浜北区> | 農業振興課 浜北農業グループ | (浜北区役所内) | TEL: 053-585-1117 |
| <天竜区> | 農業振興課 天竜農業グループ | (天竜区役所内) | TEL: 053-922-0030 |

1 ジャンボタニシ防除対策事業費補助金について

ジャンボタニシの食害防止のために防除資材を購入し散布する場合に、防除資材購入費の補助が受けられます。

予算の範囲内で、先着順となります (申請期限：令和5年10月31日(火))

- 対象事業● ジャンボタニシの防除を目的として、事業実施期間内に行った防除資材の購入及び散布
※対象資材は要綱に定めるもの
※申請は1ほ場につき1回限り、事業実施後に申請いただきます
- 対象者● 対象農地で補助対象事業に取り組む者
※申請者、購入者が同一であること
- 対象農地● 市内で水稻等を耕作している水田
※借地については、利用権設定等、農地法上の適用を受けるものに限る
(口約束などによる借り受け農地は対象外)
- 補助内容● 対象事業費：防除資材購入費
※1袋あたりの残量が1/2以上のものは対象外
補助率：補助対象事業費の1/3以内(百円未満切り捨て)
限度額：対象農地10アールあたり1,300円
- 事業実施期間● 令和5年4月1日～令和5年7月31日
- 提出書類● 領収書等、資材の内容がわかるものほか

この他にも諸条件があります。

詳細は本市ホームページをご覧ください
(『浜松市 ジャンボタニシ』で検索)、
下記連絡先までお問い合わせください。



■問い合わせ先■

農業振興課 生産環境グループ(市役所本館6階)

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

電話：053-457-2332

農業振興課 北部農業グループ(北区役所3階)

〒431-1395 浜松市北区細江町気賀305

電話：053-523-1113

農業振興課 浜北農業グループ(浜北区役所3階)

〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢3000

電話：053-585-1117

農業振興課 天竜農業グループ(天竜区役所南館1階)

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481

電話：053-922-0030

2 経営所得安定対策について

国の実施する経営所得安定対策事業では、担い手農家の経営安定化や食料自給率・食料自給力の維持向上を図ることなどを目的とし、以下の事業を実施しています。

1 水田活用の直接支払交付金（交付単価は、変更する場合があります）

※令和4年から令和8年の5年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和9年以降は交付対象となりません。

①戦略作物助成

対象作物（基幹作のみ）	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a (多年生牧草で収穫のみの場合1万円/10a)
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ5.5万円～10.5万円/10a

②産地交付金

対象作物	支援内容
地域振興作物（野菜、果樹、花き類等）、 新規需要米（飼料用米、WCS用稲、米粉用米等）、加工用米、二毛作	国からの資金枠の 範囲内で今後設定
そば・なたねの作付（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）（交付単価は、変更する場合があります）

●対象作物：小麦、大豆 等 ●交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

交付区分	交付単価
数量払	生産量と品質に応じて交付
面積払（営農継続支援）	2万円/10a（そば：1.3万円/10a）

3 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）（収入保険との重複加入はできません）

●制度内容：米のほか、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴薯の価格が下落した際の収入を補填

●交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者

<令和5年産米の需要量に関する情報のお知らせ>

主食用米の需要量が年々減少傾向にある中で、生産者の所得を確保するためには、米の過剰作付を抑制し、米価を安定させる必要があります。今後も需要に応じた生産の取り組みにご協力をお願いいたします。

静岡県の需要予測（A）	72,674 t ※前年比△2.0%
需要に応じた浜松市の生産数量の目安（B）	9,425 t ※前年比+0.4%

(B) = (A) × 令和3年産主食用米の浜松市生産量シェア（12.97%）

お問い合わせは

農業振興課 ■中・東・西・南区 TEL.457-2332 ■北区 TEL.523-1113

■浜北区 TEL.585-1117

■天竜区 TEL.922-0030

3 令和5年度 静岡県農業振興基金協会の 一般助成事業の募集について

静岡県農業振興基金協会では、静岡県農業の担い手育成、農業の振興、農村の振興等に取り組む農業者等の組織（2名以上）に対し、経費の2分の1以内（限度額有り）を助成し、単年度のソフト事業（推進事業）を支援します。

- 事業実施期間● 令和5年4月1日～令和6年3月31日
※ 本助成事業は例年8月頃に採択が行われますが、事業は4月1日から実施可能です。
- 申請手続● 助成金の申請を希望する農業者組織等は、4月末までに下記の問い合わせ先に申請意向を連絡し、申請についてご相談ください。なお、本助成事業の概要や申請書類等の詳細は、静岡県農業振興基金協会ホームページをご覧ください。
- 問合せ先● 最寄りのJAの営農指導担当、農協中央会西部支所、静岡県西部農林事務所 企画経営課、浜松市役所 農業振興課、静岡県農業振興基金協会

■公益社団法人 静岡県農業振興基金協会■

電話：054-284-9545 E-mail：kikin@chu.ja-shizuoka.or.jp

ホームページ：http://group.ja-shizuoka.or.jp/kikin

●助成対象●

(1) 担い手育成対策事業

農業者等組織、担い手組織及び農業協同組合が、下記事業を実施するのに要する経費に対して助成する。助成金は事業費の2分の1以内とする。

事業名	事業の内容	事業主体	限度額
① 農業者経営能力等向上事業	経営、技術向上を図る講座、研修、研究活動等の担い手育成活動	農業者等組織 農業協同組合	40万円
② 担い手等広域交流促進事業	担い手組織が行う東・中・西部に渡る研究会や情報交換会	担い手組織	50万円
④ 女性活動、男女共同参画推進事業	女性の活動及び社会・経営参画を行う女性組織やJA女性部等の活動	農業者等組織 農業協同組合	40万円

(2) 地域農業振興対策事業

農業者等組織、農業協同組合及び市民団体が、下記の事業を実施するのに要する経費に対して助成する。助成金は事業費の2分の1以内とする。

ただし、農業生産新技術等導入促進事業の独自開発のものについては10分の10以内とする。

事業名	事業の内容	事業主体	限度額
① 農産物マーケティング推進事業	市場調査、新商品開発、ブランド化、販売促進、地産地消、輸出拡大等の活動	農業者等組織 農業協同組合	50万円
② 農業生産研究事業	生産技術、新作目、燃油・肥料・資材高騰対策技術等の研究・実証	農業者等組織 農業協同組合	50万円
③ 安全安心な生産基盤づくり事業	I PM、GAP等取得、残留農薬分析、SDGs、みどりの食料システム戦略等の活動	農業者等組織 農業協同組合	50万円
④ 農作物鳥獣害対策事業	鳥獣害防止や駆除の研修会・講演会 デジタル技術などを用いた鳥獣被害対策技術の現地実証	農業者等組織 市民団体 農業協同組合	50万円
⑤ 農地集積、耕作放棄地活用推進事業	農地集積の合意形成や、耕作放棄地の再生を行う活動	農業者等組織 市民団体 農業協同組合	50万円
⑥ 農業新技術研究・導入促進事業	新技術等の研究・導入に取り組む事業 (※独自開発は10/10以内も可)	農業者等組織 農業協同組合	50万円
ア 新商品開発販売研究事業	新商品開発、試験販売、新流通システムの確立研究		
イ 農業新技術開発普及事業	新技術開発研究、普及のための現地実証		
ウ 優良種苗供給事業	新品種や優良種苗の生産供給体制の整備、新品種の育成		

(3) 農村振興対策事業

農業者等組織、農業協同組合及び市民団体が、下記事業を実施するのに要する経費に対して助成する。助成率は事業費の2分の1以内とする。

事業名	事業の内容	事業主体	限度額
① 地域特産づくり推進事業	新たな農林産物の導入、特産品開発、販売促進活動	農業者等組織	50万円
② グリーン・ツーリズム推進事業	景観、伝統文化、体験施設、地域資源を活用して取り組むグリーン・ツーリズム	農業者等組織	40万円
③ 食農教育支援事業	消費者や児童・生徒への農業体験、調理加工体験、学校との食農教育活動	農業者等の組織 市民団体 農業協同組合	30万円
④ 直売所等開設推進事業	農産物の地域内流通、直売所・店舗・朝市等の開設及び開設翌年度の運営活動	農業者等組織	50万円

※ 事業主体が農業協同組合のみの事業については記載を省略しています。

4 令和5年度 元気な農林水産業活動事業を募集します

浜松市の農林水産物の商品化や、木材利用の啓発促進、新たな販路開拓事業等、浜松市の農林水産業の強化や振興、農山漁村の活性化を図る事業や活動を支援します。応募いただいた事業は、審査会で審議し、予算の範囲内で採否および補助金額を決定します。

- 対象者● 市内に主たる事務所等を有する法人又は、市内に住所を有する3人以上（世帯は別）で構成される団体
※ 団体の規約（これに準じるものを含む）を有するもの。
- 対象事業● 地域の特産物の振興に寄与する事業、産地育成事業（新品種導入、栽培実証等）、農林水産業者の育成・経営改善が図られる事業、新たな販路開拓事業、浜松市の農林水産物の商品化、ブランド化に繋がる事業 など
- 対象経費● 施設や機器等の設置・購入・修繕費、原材料購入費、報償費、交通費 など
※ 領収書の添付ができないもの、消費税相当分は補助対象外です。
- 補助率● 対象経費の2分の1以内
※ 過去に本補助金の交付を受けた事業と同様の事業の場合は補助率が逡減します。
- 限度額● ① 施設や機器等の設置・購入・修繕費を含む場合 ⇒ 70万円
② 施設や機器等の設置・購入・修繕費を含まない場合 ⇒ 50万円
- 応募方法● （募集期間） 令和5年3月20日（月）～4月5日（水） 必着
※ 下記提出先へ、応募書類を郵送または直接提出してください。
（応募書類） ① 事業提案書 ② 収支予算書 ③ 法人・団体の概要書
④ 市税納付・納入確認同意書 ⑤ 暴力団排除に関する誓約書
⑥ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は
市民税特別徴収未実施理由書（※）
（※）給与所得者を雇用する事業者の場合のみ
※ 応募書類は下記で配布するほか、[浜松市ホームページ](#)からもダウンロードできます。
⇒ で検索

元気な農林水産業活動事業



■応募書類配布・提出先■ ※事業内容についてのお問い合わせは 農業水産課 まで

農業水産課 農業政策グループ（市役所本館6階）	※郵送はこちらへ
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2	電話：053-457-2334
農業振興課 北部農業グループ（北区役所3階）	
〒431-1395 浜松市北区細江町気賀305	電話：053-523-1113
農業振興課 浜北農業グループ（浜北区役所3階）	
〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢3000	電話：053-585-1117
農業振興課 天竜農業グループ（天竜区役所南館1階）	
〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481	電話：053-922-0030

5 被膜肥料の被膜殻の流出防止について

被膜肥料は、プラスチック等で肥料をコーティングしていることから肥効が調節できます。しかし、労力の軽減や施肥量の削減が図られる一方で、肥料成分流出後の被膜殻が河川等へ流出してしまうことが問題になっています。流出防止のために、次の点に留意して適正な施用が行われるようにご協力をお願いします。

- 《代かきなど》
- ・入水前に田面はできるだけ均平にしましょう。
 - ・あぜが崩れていないか確認しましょう。
 - ・排水口には止水版を設置しましょう。
 - ・表面が見える程度の浅めの入水にしましょう。
 - ・自然落水で水位を調整しましょう。

- 《その他》
- ・排水口へのネット設置。
 - ・土壌診断などに基づく適正施肥。

6 野焼きのけむりで困っている人がいます！！



野焼きの苦情の件数は年々増加しており、2021年は150件以上の苦情が浜松市へ寄せられました。**野焼きは、屋外で行う焼却行為のことを指し、法律では原則禁止の行為**です。

農業を営むためのやむを得ない草木等の焼却（灰の利用や害虫駆除を目的とした焼却など）は禁止の例外となっていますが、周辺的生活環境に迷惑とならないよう配慮(※)することが大切です。苦情があれば、悪臭防止法や静岡県条例に基づき、中止の指導をすることもあります。

※配慮とは次のような行為です。

- ・農業用の灰作りは、必要最小限にする。焼却時は、火元を離れない。
- ・風の強い日や風が民家へ向いている日は避ける。洗濯物を干している時間帯は避ける。
- ・近所へひと声かける。 など

《問い合わせ先》 環境部 環境保全課 大気・騒音対策グループ
〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号 TEL 053-453-6170

7 農薬の使用や管理に注意しましょう

農薬を使用する場合には、農薬の種類や使用方法を必ず確認して適正に使用するとともに、周辺農作物への飛散影響を防止し、住宅地に近接する生産ほ場では、周辺住民に対して事前に看板や書面等により周知に努めるなど、環境保全の確保にご協力ください。

また、盗難及び紛失を防ぎ、誤飲等の事故が発生しないよう、鍵のかかる場所に保管するなど、適正な保管管理を行ってください。

8 浜松市農業経営塾 第5期生を募集します

次代の浜松農業をけん引する農業経営者や農業経営をコンサルティングする人材の育成を図るため、リーダーシップや組織管理、マーケティング等の経営能力を身につける浜松市農業経営塾を開催します。

各回のゼミで学びながら事業計画を策定することで、自身の経営の見直しや未来予想図を描いてみませんか？

ご不明な点は、電話などでお気軽にお問い合わせください。

対 象：浜松市内在住または市内で営農している農業者やその後継者、従業員等 15名

参加費：一人10,000円（年間）※ 締切後、納入方法をご案内します。

カリキュラム

回	日程	内容	講師
1	6月15日(木)	農業ビジネスを成功させるポイント	アグリコネクト(株) 熊本 伊織氏
2	7月3日(月)	人的資源管理	神戸学院大学経営学部教授 千田 直毅氏
3	8月3日(木)	生産管理	(株)浅井農園 浅井 雄一郎氏
4	9月8日(金)	経営管理・原価管理	(株)サラダボウル 田中 進氏
5	9月21日(木)	ブランド化・マーケティング	(有)マイティ千葉重 千葉 大貴氏
6	10月4日(水)	経営ビジョン・事業計画の作成方法	(株)大久保アソシエイツ 大久保 和孝氏
7	11月20日(月)	事業計画（プレゼンテーション）	(株)大久保アソシエイツ 大久保 和孝氏
8	2月15日(木)	事業計画発表（卒塾式）	(株)大久保アソシエイツ 大久保 和孝氏

※開催日程は予定です。変更の可能性があります。

時 間：14:00~17:00

会 場：浜松市役所内会議室

申込方法：浜松市公式ホームページ内の「参加申込フォーム」から申込。

※ 申込締切日：5月10日（水）

※ で検索



【問い合わせ先】

農業水産課 企画調整グループ（市役所本館6階）

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

電話：053-457-2333 FAX：050-3606-6171

E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

「見直そう！農業機械作業の安全対策」

春の農作業安全確認運動実施中 4/1 ~ 5/31

4月1日から5月31日までの2か月間、県内全域で、春の農作業安全確認運動が行われます。

全国の農作業中の死亡事故は毎年300件前後あります。依然として高い水準にあり、特に、65歳以上の高齢者が約90%を占めていました。

春は、茶では摘採から工場での荒茶製造、水稻では耕うんや田植など、農業機械の利用が多い時期です。

農作業事故の多くが、単純なミスによるものであり、十分注意することで防ぐことができます。基本的な注意事項を確認し、事故の原因を一つ一つ取り除き、農作業事故ゼロを目指しましょう。

また、鳥獣被害対策に電気柵を設置している場合は、以下の①～④をもう一度確認しましょう。

- ① 見えやすい場所への危険表示
- ② 電気柵用の電源装置の使用
- ③ 30V以上の電源を使用する場合等における漏電遮断器の設置
- ④ 容易に開閉できる場所への専用のスイッチの設置

【チェック・ポイント】

1 安全キャブ・フレームのあるトラクターを使用しましょう

トラクターの転落・転倒による死亡事故の多くは、安全キャブ・フレームのないトラクターで発生しています。こうしたリスクを理解し、機械の導入をしましょう。

2 農作業機付き農耕トラクターで公道走行する際には灯火器類の設置をしましょう

農作業機を装着しても、灯火機類が他の交通から確認できることが必要です。

3 シートベルト・ヘルメットを着用しましょう

安全キャブ・フレームが装着されたトラクターでもシートベルトを着用しなければ、安全キャブ・フレームにより確保される安全域の中に固定されないため、転落・転倒した際に身体を守ることはできません。

また、転倒、転落、落下物、飛散物等の危険性がある作業や道路走行の際にはヘルメット等の保護具を着用して頭部の傷害を防止しましょう。

4 農業機械の管理・利用は、適切に行いましょう

毎日の作業前には、必ず日常点検を実施しましょう。また、定期的に整備工場での整備を行いましょう。

5 適度な休息を取りましょう

長時間労働は、注意力を低下させて事故を発生させる要因となります。適度な休息をとり、心身ともに健康な状態で作業を行いましょう。